

政府共通プラットフォーム第二期整備計画

2019（平成31）年2月25日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定。平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、以下のとおり政府共通プラットフォーム第二期整備計画を定める。

第1 背景

政府共通プラットフォーム（以下「政府共通PF」という。）は、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「政府共通プラットフォーム整備計画」（平成23年11月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「第一期整備計画」という。）に基づき、2013年3月から、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの段階的な統合・集約化を図るための情報システム基盤として運用してきている。しかしながら、その運用において、運用の効率性やITリソース提供の硬直性等の課題が指摘されているため、これまでの運用実績を踏まえ、インシデントの悉皆分析や業務フローの実態分析を行い、各府省と連携を図りながらインシデントの抑制に係る取組や業務プロセスの再構築を進めるとともに、使用実績に基づいたリソース量の見直しによる、経費抑制に取り組んでいるところである。

一方、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）及び「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）においては、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととしており、行政サービス改善を支えるプラットフォームとしての役割が情報システム基盤に求められている。また、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「クラウドサービスの利用に係る基本方針」という。）においては、クラウドサービスの利用により想定されるメリットとして、リソース共有や機能・サービス等における効率性、柔軟性、セキュリティ水準、技術革新対応力及び可用性の向上が挙げられている。これらを踏まえ、政府共通PFは、2020年度中にクラウドサービスを活用した新たな政府のプライベートクラウドの提供開始を目指すこととしている。

第2 目的及び意義

政府共通PFは、政府共通ネットワーク（以下「政府共通NW」という。）を通じ、政府情報システムの統合・集約化や政府情報システムに必要な共通機能に関するサービスを提供する。これにより、政府情報システムのITリソースの効率的利用や質の向上に貢献し、政府のITガバナンスを支える基盤としての役割を果たす。また、政府共通NWについては、政府共通

PF を含む政府内部のデータ流通を安定的かつ効率的に確保することを目的とする。

第3 基本的な取組事項

政府共通 PF の整備に当たっては、クラウドサービスのメリットを活かすことにより、コスト削減や政府情報システムの迅速な整備、柔軟なリソースの増減や高度な信頼性等の効果が期待されることから、以下の取組を実施する。また、政府共通 NW については、データ流通の更なる安定的な確保のため、信頼性・安全性の強化が図られるよう取り組むものとする。

1 IT リソースの効率的利用による政府情報システムの整備及び運用の効率化

(適正なサービスレベルの定義)

- (1) 政府共通 PF のサービスレベルは、これを実現するための IT リソースが過剰な品質とならないよう、移行対象候補となる政府情報システムの特性を把握した上で、その特性に応じた適正なサービスレベルを定義する。

なお、極めて高い可用性が求められる等、特殊な要件を有する政府情報システムについては、移行可否を慎重に見極めることとする。

(運用・保守コスト低減の徹底)

- (2) IT リソースの使用実績や運用業務の実態を詳細に把握・分析し、運用・保守コストの低減や業務見直しに係る取組を継続的に実施する。
- (3) クラウドサービスの運用・監視等機能を最大限活用して過剰な作り込みを回避し、政府共通 PF が提供するサービス内容の標準化・共通化を推進することにより、運用・保守コストの低減を図る。本取組に当たっては、設計工程の初期段階において事前検証プロセスを組み込むこととし、移行対象候補となる政府情報システムの業務特性等に留意し、クラウドサービスの活用範囲や実装方法等を特定した上で、費用対効果の検証を行う。

なお、大幅な業務見直しやシステム更改が必要となるものについては、別途、改めて検証を行うものとする。

- (4) 運用・保守業務について、政府共通 PF に移行する政府情報システム（以下「移行対象システム」という。）側でのセルフサービス化等により、運用・保守コストの効率化を図る。

(IT リソース環境の迅速・柔軟な提供)

- (5) 政府共通 PF が提供するサービスは、サービスカタログから選択可能とし、リソース提供の迅速化を図る。
- (6) 必要な量を必要な期間だけ確保できるサービス利用に転換し、短期利用・一時拡張等のニーズに柔軟に応える。
- (7) リソース計画から状況の把握、最適化の実施に至るまでの PDCA プロセスを整備することにより、利用リソースの常時最適化を図る。

2 政府情報システムの質の向上

(セキュリティ対策の充実・強化)

- (1) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（以下「統一基準群」という。）に準拠した適切な情報セキュリティ対策を実施する。これにより、政府共通 PF の情報セキュリティを確保するとともに、移行対象システムにおいて共通的に必要とされる情報セキュリティ対策を統一的に提供する。
- (2) 特に、不正プログラム・不正監視（侵入検知・サービス不能化検知）及びサプライチェーンリスクへの対応を強化するとともに、セキュリティ設定情報を含めて、自動でソフトウェアの種類やバージョン等を管理する機能を提供することによるセキュリティ水準の強化と作業の効率化を図る。
- (3) クラウドサービスの利用に係る基本方針、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）及び「デジタル時代の新たな IT 政策の方向性について」（平成 30 年 12 月 19 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）等のクラウド利用に関する方針に基づき、各府省が政府共通 PF を安全・安心に利用するためのリスク管理項目及び対策基準を明確化し、クラウドサービス活用において必要なセキュリティ対策等を講じるとともに、調達に当たっては「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に留意する。さらに、リスク管理項目及び対策基準の内容とその適用については、技術革新に応じた対応や各府省と共有する取組を継続的に実施する。

（可用性・信頼性の向上）

- (4) 耐障害性及び災害対策の強化を過剰な投資を行うことなく実現し、可用性・信頼性の向上を図る。
- (5) 政府共通 NW については、効果的に分析可能な通信ログを保持することで、サイバー攻撃も含めたインシデント対応を強化するとともに、バックアップセンターの配置見直し等により耐災害性を一層高め、ネットワークの信頼性・安全性の向上を図る。

3 政府の IT ガバナンスを支える基盤としての役割

- (1) クラウドサービス活用や複数の政府情報システムの運用・移行に関するノウハウを含め、政府共通 PF の企画、整備及び運用によって得られる知識・経験を蓄積し、その情報を政府内において共有する。
- (2) 上記 2 (2) のセキュリティ設定情報に係る構成管理情報を活用し、効果的かつ効率的な監査を実施する。

4 取組による定量的効果の考え方

第二期政府共通 PF では、移行対象システムが標準化・共通化されたサービスを利用することを前提に、第一期政府共通 PF の水準に比べ、政府共通 PF のサービス提供に必要な年間運用等経費について 5 割を超える削減を目指す。当該経費の削減幅については、設計工程の初期段階における事前検証プロセスの実施結果等を踏まえて確定する。

なお、定量的効果の算出に当たっては、移行対象システムを取り巻く環境変化に伴うリソースの増加や、新たな政府共通 PF のサービス導入に伴う経費の増加等による影響を考慮することとし、当該効果を適正に測定する。

第4 対象期間

本計画の対象期間は、移行対象システムの政府共通 PF への移行等を踏まえ、2018 年度から2023 年度までとする。

第5 提供サービス

1 政府共通 PF が移行対象システムに提供する主要サービス

(1) 情報システムの整備及び運用に関するサービス

- ① 機器・基盤ソフトウェア、回線、施設・設備の一体的サービス
- ② セキュリティ対策に関するサービス
- ③ 運用の支援に関するサービス
- ④ 監視に関するサービス
- ⑤ 検証環境の提供に関するサービス
- ⑥ バックアップに関するサービス

移行対象システムが利用するサービスの組み合わせについては、標準化・共通化及びセキュリティ水準の確保の観点から、①から④までの全てを利用する形態を基本とする。⑤及び⑥については、移行対象システムのニーズに合わせて選択することを可能とする。

なお、政府共通 PF が提供しない機能については、移行対象システムの担当府省（以下「移行対象システム担当府省」という。）において対応する。

(2) 職員認証に係るサービス

職員認証に係るサービスについては、現在提供している職員認証サービスの機能を継続・発展させ、更なる信頼性・可用性の向上を図る。

(3) その他

① その他提供サービスの検討

(1) 及び(2)のほか、外部データ連携及び開発環境に関するサービス等、各府省に一元的サービスとして提供することが適当なものについては、必要な検討を実施の上、順次、政府共通 PF のサービスとして提供する。

② 提供サービスの見直し

政府共通 PF の提供サービスの内容については、移行対象システムの増加や、各サービスの利用状況等に応じ、見直しを行う。

2 政府共通 NW が提供する主要サービス

- (1) 閉域の専用網で構成されたバックボーンネットワーク及びアクセス回線の提供するサービス
- (2) 電子メール交換機能に関するサービス
- (3) DNS（政府共通 NW ドメインの管理）や時刻同期等のネットワーク利用に関するサービス
- (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN）との相互接続に関するサービス

第6 政府共通 PF 及び政府共通 NW のシステム要件

1 政府共通 PF のシステム要件の考え方

- (1) 政府情報システムの仮想化基盤として、クラウドサービスを活用しつつ、必要な機能・サービスを標準化・共通化した上で提供する。
- (2) 提供するソフトウェアについては、標準化された技術を広く取り入れた製品を選定する。
- (3) クラウドサービス活用には、統一基準群等のセキュリティポリシーを踏まえたセキュリティ水準を確保し、各府省が政府共通 PF を安全・安心に利用できるよう、リスク管理項目や対策基準を具体的に定める。

2 政府共通 NW のシステム要件の考え方

- (1) 閉域の専用網とし、暗号化通信を行う。
- (2) 政府共通 PF の通信基盤として、十分な回線容量を確保する。
- (3) 災害時等にもサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステムを整備し、利用機関に設置する通信機器は二重化を必須とする。
- (4) 政府共通 NW の利用に制約が生じることのないよう、IPv6 に対応する。

1 及び 2 のほか、政府共通 PF 及び政府共通 NW の詳細なシステム要件については、それぞれ「第二期政府共通プラットフォーム要件定義書」、「政府共通ネットワーク基本設計書」等に定める。

なお、当該要件定義書、基本設計書等の内容については、今後の政府共通 PF 及び政府共通 NW の設計等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

第7 政府共通 PF の移行対象システム

- 1 移行対象システムについては、データの特性上、政府が直接保有・管理する必要があると考えられる情報システムを中心とし、移行に当たっては、投資対効果の検証を徹底する。
- 2 移行対象システムが政府共通 PF に移行する際には、上記の移行の考え方を踏まえ、政府共通 PF が提供するサービスを極力利用することを検討する。

- 3 総務省は、移行対象システムの政府共通 PF への移行に関する検討や移行後の運用管理に関して、移行対象システム担当府省を支援する。

第8 スケジュール

政府共通 PF 及び政府共通 NW は、第9の2(2)のワーキンググループにより整備・運用に向けた実務的な検討を実施し、それぞれ以下の時期にサービス提供を開始する。

政府共通 PF : 2020年10月(予定)

政府共通 NW : 2019年1月

第9 政府共通 PF 及び政府共通 NW の整備・運用及び体制

1 整備・運用

- (1) 政府共通 PF 及び政府共通 NW の整備及び管理の手続・手順に関しては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成30年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき実施する。
- (2) 運用に当たって、統一基準群及び総務省情報セキュリティポリシーに準拠し、円滑な運用を図るために必要となる総務省と移行対象システム担当府省との責任分界等を定めた諸規程(総務省用及び移行対象システム担当府省用)、SLA(サービスレベルアグリーメント)等を定める。また、複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃やクラウド化の進展に伴うリスクに対応していくため、リスク評価に基づく情報セキュリティ対策を適時適切に実施することにより、必要なセキュリティ水準を確保する。
- (3) ITリソースの使用実績や運用業務の実態等の運用状況の詳細を把握・分析し、コスト低減や業務見直しの継続的実施が行えるマネジメントを確立する。

2 体制

- (1) 政府共通 PF 及び政府共通 NW の整備及び運用の主体は、総務省が担当する。ただし、政府共通 PF が提供しない移行対象システム独自の動作環境の整備、運用及び移行対象システムに係るアプリケーションの開発・運用等については、移行対象システム担当府省の責任の下で実施する。
- (2) 政府共通 PF 及び政府共通 NW の整備及び運用に当たっては、政府 CIO 及び政府 CIO 補佐官等の専門的・技術的支援・助言を得つつ、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下で検討を進める。
なお、実務的な検討・調整等については、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会の下に開催するワーキンググループの場を活用するものとする。
- (3) リスクの変化に的確に対応していくため、セキュリティ水準の確保のための具体的な対策については、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携しつつ検討する。

第10 本計画の評価・見直し

上述の運用状況に基づく継続的な改善に取り組むほか、「デジタル・ガバメント実行計画」

及びこれに基づく中長期計画関連の施策として、定期的に本計画に係るフォローアップを実施する。また、これらの評価結果等や情報通信技術の進展状況を踏まえ、本計画の内容を変更する必要がある場合には、第9の2(2)のワーキンググループにおいて計画内容の見直しを検討することとし、その上で本計画の見直しを行う。